2　人体側頭部にばく露される電波の許容値は、次のとおりとする。

一　無線局の無線設備（携帯して使用するために開設する無線局のものであつて、人体側頭部に近接した状態において電波を送信するものに限る。）から人体側頭部にばく露される電波の許容値は、次の表の第一欄に掲げる無線局及び同表の第二欄に掲げる発射される電波の周波数帯の区分に応じ、それぞれ同表の第三欄に掲げる測定項目について、同表の第四欄に掲げる許容値のとおりとする。

無線局	周波数帯	測定項目	許容値
［略］	［略］	［略］	［略］
(2)　前項の表(2)に掲げる無線局のうち、伝送情報が電話のもの及び電話とその他の情報の組合せのもの	六GHzを超え一〇GHz以下	人体側頭部の任意の体表面四平方センチメートルにおける入射電力密度又は吸収電力密度	毎平方センチメートル当たり二ミリワット以下
	一〇GHzを超え三〇GHz以下	人体側頭部の任意の体表面四平方センチメートルにおける入射電力密度	毎平方センチメートル当たり二ミリワット以下

［二・三　略］

［3・4　略］

5　第一項及び第二項に規定する吸収電力密度の測定方法については、総務大臣が別に告示する。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部改正）

第二条　特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
別表第一号　技術基準適合証明のための審査（第六条及び第二十五条関係）	**別表第一号**　技術基準適合証明のための審査（第六条及び第二十五条関係）
一　技術基準適合証明のための審査は、次に掲げるところにより行うものとする。	一　［同上］
［(1)・(2)　略］	［(1)・(2)　同上］
(3)　特性試験	(3)　特性試験
申込設備について、次に従つて試験を行い、かつ、技術基準に適合するものであるかどうかについて審査を行う。	［同上］
ア　次の表の一の欄に掲げる装置については、同表の二の欄に掲げる試験項目ごとにそれぞれ同表の三の欄に掲げる測定器等を使用して総務大臣が別に告示する試験方法又はこれと同等以上の方法により同表の四の欄の特定無線設備の種別に従つて試験を行う。	ア　［同上］
【表　別紙二　挿入】	【表　別紙一　挿入】

2　［同上］

一　［同上］

無線局	周波数帯	測定項目	許容値
［同上］	［同上］	［同上］	［同上］
(2)　前項の表(2)に掲げる無線局のうち、伝送情報が電話のもの及び電話とその他の情報の組合せのもの	六GHzを超え三〇GHz以下	人体側頭部の任意の体表面四平方センチメートルにおける入射電力密度	毎平方センチメートル当たり二ミリワット以下

［二・三　同上］

［3・4　同上］

［新設］